

村上市高等職業訓練促進給付金等

高等職業訓練促進給付金等とは？

母子家庭の母又は父子家庭の父が、安定した収入を期待できる資格を取得するため、一定期間以上養成機関での修業を必要とする場合に、予算の範囲内で、その負担を軽減するために支給する給付金です。

1 給付金の種類

- (1) 高等職業訓練促進給付金(以下「訓練促進給付金」)
養成機関での修業期間のうち一定の期間において支給する給付金です。
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金(以下「修了支援給付金」)
養成機関への入学時における負担を考慮して支給する給付金です。

2 対象者

村上市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で、現に20歳に満たない者を扶養しているもの)で、給付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす人です。

訓練促進給付金	養成機関において修業を開始した、次の要件のすべてを満たす人です。 ア) 児童扶養手当の支給を受けているか、又はこれを受給できる場合と同程度の所得水準にあること。 イ) 対象の資格を取得するため、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人。 ウ) 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる人。
終了支援給付金	養成機関における修業を開始した日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日において、上記のア～ウの要件のすべてを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父。

3 対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコムシステムズ認定資格、LPI認定資格

※ 上記に掲げるもののほか、これらに準じて市長が地域の実情に応じて定める資格

4 給付金の支給基準及び額

区分	支給基準	支給額
訓練促進給付金	ア 支給の対象となる期間は、修業する期間とし、4年を上限とする。なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて決定することとする。 イ 月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月の分を翌月の末日から支給するものとする。 ウ 以前に訓練促進給付金の支給を受けた者には支給しないものとする。	ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額100,000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額140,000円) イ アに掲げる者以外の者 月額70,500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額110,500円)

区分	支給基準	支給額
修了支援 給付金	<p>ア 修業の修了日を経過した日以後に支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月の翌月の末日に支給するものとする。</p> <p>イ 以前に訓練促進給付金の支給を受けた者には支給しないものとする。</p>	<p>ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円</p> <p>イ アに掲げるもの以外の者 25,000円</p>

5 支給申請

申請にあたっては、事前相談が必要です。

訓練促進給付金

修業を開始した日から申請することができます。

- 高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- 対象者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書
- 対象者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は、対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には前々年)の所得額並びに扶養等の有無及び数等がわかる証明書
- 対象者及び対象者と同一の世帯に属する人が非課税の場合は市町村民税の税額(非課税)証明書
- 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在学(在所)証明書
- 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する単位取得証明書
- 個人番号と本人確認ができる書類の提示

修了支援給付金

修了日を経過した日以後、修了日の日から起算して30日以内にしなければなりません。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

- 高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- 対象者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書(修了日における状況を証明できるものに限ります。)
- 児童扶養手当証書の写し又は、対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には前々年)の所得額並びに扶養等の有無及び数等がわかる証明書(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合は前々年)及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月の場合は前々年)の状況を証明できるものに限ります。)
- 対象者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限ります。)
- 対象者及び対象者と同一の世帯に属する人が非課税の場合は市町村民税の税額(非課税)証明書(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては前々年)の状況を証明できるものに限る。)
- 当該カリキュラムの修了証明書の写し等の修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類
- 個人番号と本人確認ができる書類の提示

お問い合わせ先

村上市役所	こども課	子育て福祉室	53-2111(内線2551)
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	62-3104
神林支所	地域振興課	地域福祉室	66-6113
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	72-6887
山北支所	地域振興課	地域福祉室	77-3113